

令和7年7月29日
生活文化政策部
市民活動推進課

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の
開設・事業開始に向けた検討状況及び利用料金（施設利用協力金）について

1 主旨

令和8年度に本庁舎等に開設する区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）について、学識経験者等で構成される事業運営委員会準備会（以下「準備会」）における検討状況や、施設の開設・事業開始に向けた今後の取組み及び施設利用に伴う利用料金について報告する。

2 区民利用・交流拠点施設の範囲

開設時期	棟・工期	施設名称	位置付け
令和6年度	世田谷区民会館	ホール	公の施設
		集会室（2室）	
		練習室（2室）	
	東1期棟	ラウンジ	庁舎（※）
		エントランスホール	庁舎
令和8年度	東2期棟	区民交流スペース	
		区民交流室（2室）	
		ピロティ	
		屋上庭園	
	西2期棟	区民交流室（2室）	
	外構	広場	
令和11年度	西3期棟	区民交流室（キッチンつき）	

※ラウンジは、令和9年度より世田谷区民会館に位置づけ、公の施設とする予定。

3 準備会における検討状況

準備会は令和6年12月に設置し、令和7年3月、5月とこれまで計3回実施している。これまでの検討状況は以下の通り。

（1） 区民利用・交流拠点施設の目指す方向性

「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現を目指し、区民参加、交流、協働の事業を展開していくこととし、「区民利用・交流拠点施設を通して区が目指すこと」、また「区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項」を決定した。

① 区民利用・交流拠点施設を通して区（市民活動推進課）が目指すこと

ア 市民活動しやすい環境をつくる

- より自由な活動がしやすい場をつくる
- 出会いや交流ができる環境、機会をつくる

イ 活動をする人を増やす

- 新しい活動、チャレンジをサポートする
- よりよい活動へのバージョンアップをサポートする

- 団体を支えるネットワークを広げる
- ウ まちを知っている職員を育てる
 - 積極的に市民活動の現場に出向き、知り合う
 - 活動の工夫を学び、活動をサポートする力をつける
 - 区職員と団体がつながり、パートナーとして様々な活動や事業にともに取り組む意識（姿勢）を育てる

② 区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項

施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化するとともに、様々な事項を決定する上での軸としていくため、また、委員や区職員が交代した場合も、これまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に以下の確認事項を作成した。

- ア 原則無料・予約不要・営利可能な場づくり
- イ 定期的かつ魅力的なイベントの実施・気軽に立ち寄れる場づくり
- ウ 柔軟に見直し（トライ&エラー）が可能な施設運営
- エ チャレンジ・バージョンアップ・マッチング
- オ 区民、団体、区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を育み、課題解決に寄与
- カ 区及び運営事業者が中心となって、区民、団体、区をつなぐ

（２） 委員からの意見等（反映予定）

① 運営等について

- ・令和８年４月に組成する委員会及び部会には現役世代の公募区民の追加や、委員の横断的な参加など柔軟な運営ができるようにして欲しい。
- ・ルールはあまり厳しくしすぎずトライ&エラーで改善が図れるとよい。また、禁止事項ばかりを掲示するのではなく、利用憲章のようなもので自律を促せるとよい。
- ・オープニングイベントは１日のみの集客イベントでは一過性のものになってしまうため、１か月程度の期間で継続的に、既存事業の活用など団体の協力を得ながら、施設の利用を促す内容として欲しい。
- ・施設の運営にあたっては、運営事業者任せきりになるのではなく、区も主体的、積極的に関わるべき。
- ・利用料金の名称は、イベント等の参加料（参加者が主催者に支払う）との混同を避けるため、「参加料」ではなく「施設利用協力金」など別の名称が良いのではないかな。

② 活用想定や備品について

- ・団体活動スペースの机や椅子等の備品は、活動に合わせて柔軟に対応できるよう可動式かつ動かしやすいものにして欲しい。
- ・キッズスペースについては、固定化したものでなく場所も移動できる柔軟なものが良い（子どもはいつもそこという運用はしない）。
- ・障害者の方が落ち着けるスペースがあると良い（カームダウンスペース）。
- ・広場のテント等は、団体等が設置しやすい軽いもので対応できるものにして欲しい。
- ・屋上庭園は風や日差しも含め、安全性を考慮して欲しい。

（３） スペースごとの活用想定及び備品

別紙１のとおり

(4) 今後の検討課題

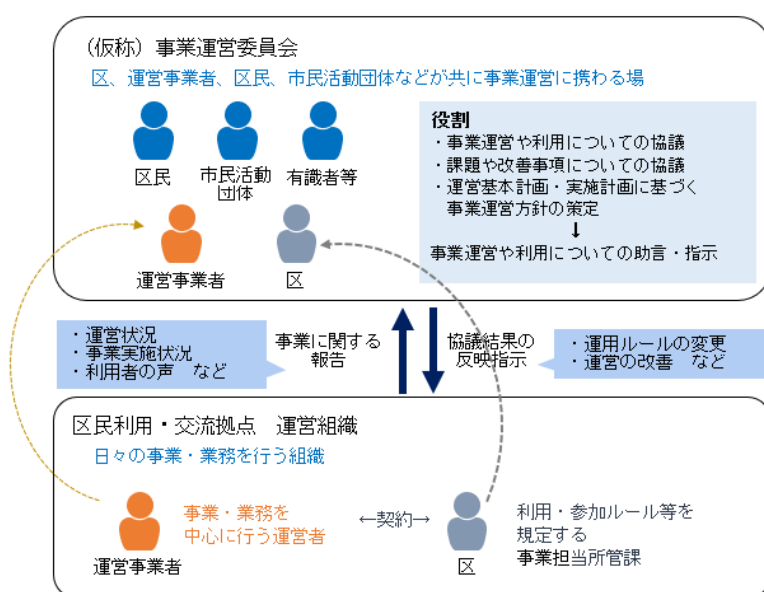
- ① 施設の利用ルールづくりについて
- ② 施設の年間事業計画について
- ③ オープニングイベントについて
- ④ 愛称募集について

4 開設後の運営体制

令和8年4月に設置予定の(仮称)事業運営委員会のもと、区民、団体、区、運営事業者が一体となり運営し、区民・団体・区職員が入り混じる汽水域のような空間を作り、オープンなイノベーションを創出していく。

なお、運営事業者については、令和7年度中に事業者選定を行い、令和8年度当初から委託契約し開設までの間は開設準備等を行う。

【事業運営実施計画に定める運営体制イメージ図】



5 利用料金（施設利用協力金）について

(1) 利用料金のあり方

区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）は庁舎の位置づけであることから、生活文化政策部が庁舎管理者である庁舎整備担当部より当該施設について、年間を通して使用承認を受け、区の実施事業として運営していく。よって、利用団体等から徴収する利用料金については、庁舎や区有地を貸与する際に適用する行政財産の使用許可（目的外使用）による使用料ではなく、事業への参加に伴う「施設利用協力金（※）」として徴収する。

※実施計画では参加料という名称としていたが、事業の継続に必要な団体等が支払う料金と事業に参加する区民が支払うものとの誤解を生じないように、「施設利用協力金」とする。

(2) 施設利用協力金について

施設利用協力金は、利用用途を「NPO等の非営利利用」「民間企業等の営利利用」の2区分を設ける（別紙2—1）。

① NPO団体等の非営利利用

当施設事業はNPO団体等の利用を中心とした施設であり、利用促進の視点から安価

な料金設定とする（別紙3）。なお、事業趣旨から、区内団体は原則無料とし、1日を超える利用や区外団体等の利用についてのみ利用料金を徴収する。

過去の検討や準備会において1回の利用をワンコインでできるようにという議論や利用促進の観点から、区民交流スペースの1回（4時間）の利用の額を500円として、それに応じ各諸室ごとに設定する。

② 民間企業等の営利利用

交流拠点施設に賑わいが創出されることで区民やNPO等活動団体の交流等を促進するなど、区の交流拠点施設事業に資することを条件に、利用エリアを限定（別紙2ー2）した上で他自治体の事例を参考にNPO団体等よりも高い設定とする（別紙3）。

6 規定の整備及び料金徴収について

（1）要綱の制定

今後の準備会等の検討を踏まえた上で（仮称）区民利用・交流拠点施設事業実施要綱を制定し、施設利用協力金等について定める（令和8年度制定予定）。

（2）規則の改正

世田谷区庁舎管理規則第12条（禁止行為等）について、交流拠点施設で実施する事業・活動に合わせて一部緩和するための改正を行う（令和8年度改正予定）。

（3）料金徴収について

施設利用協力金は、使用料ではないため運営事業者に料金徴収委託をすることができない。そのため、当協力金は収入見込みを踏まえて差し引いた金額にて事業者と契約を行い、事業者の収入とする。ただし、当初の収入見込みから一定額過不足が生じた場合は、協議の上契約変更を行うとする。

7 施設利用協力金の見直し

開設後、公共施設使用料見直し時期に合わせて、他自治体の状況や利用率、地価等を踏まえて施設利用協力金の見直しを行う。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年	8月	運営事業者公募開始
	8月	第4回準備会開催
	12月	運営事業者決定
令和8年	2月	区民生活常任委員会報告（事業者決定等）
	2月	第5回準備会開催
	4月	運営事業者との契約・開設準備開始 （仮称）事業運営委員会設置
	9月	本庁舎整備2期工事竣工
	10月以降	オープニングイベント、施設開設・事業開始

スペースごとの活用想定及び備品

○区民交流スペース

○広場内でのオシャレな椅子、テーブル
天気の良い日には、憩いの空間の創出のため、広場(テラスによる日陰あり)に
テーブル3×椅子4=12人程度が座れる
ようにする。



イス

テーブル

イメージ

○個人利用スペース

主に役所に手続きにきた来庁者や、
業者、学生の憩いの場と想定



テーブル

イス (背メッシュ
座面レザー)

円形スツール



キッズスペース (イベントに応じて可動可)

○団体活動PRコーナー

施設利用団体の通常の活動や区民
利用・交流拠点施設以外での活動の
チラシ等を展示



ラック①

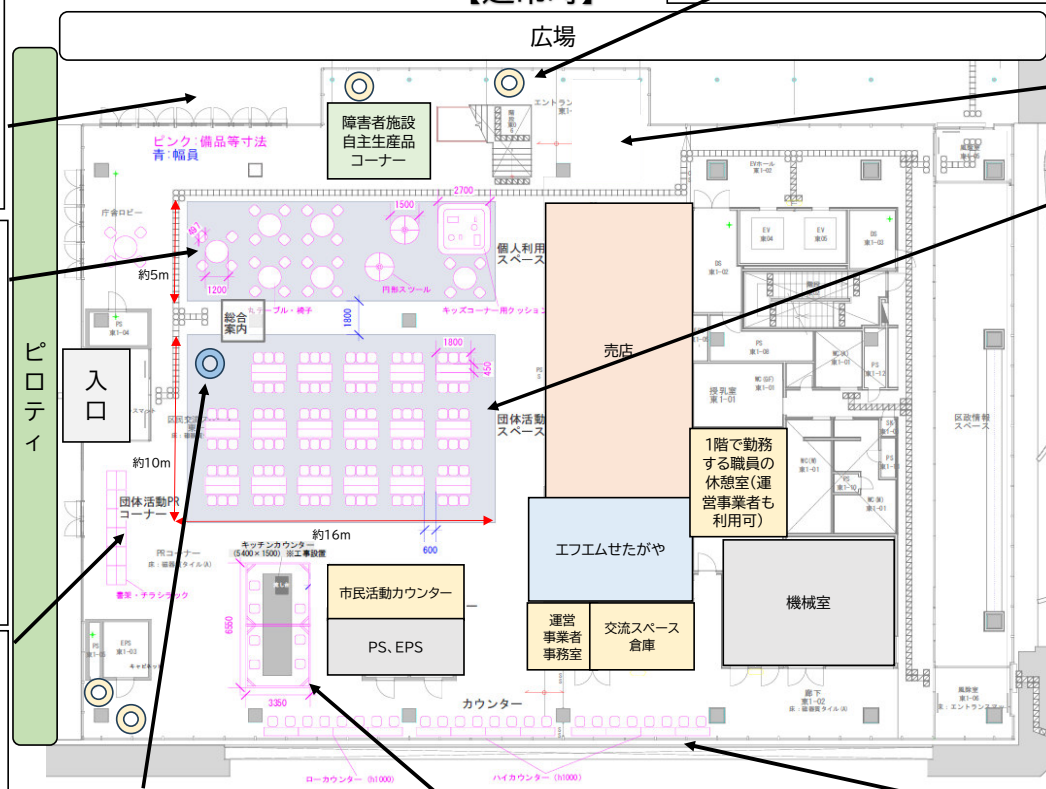
ラック②

【パース映像(ピロティから見たイメージ)】



SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【通常時】



デジタルサイネージにて、当日
のイベント情報を発信

○キッチンカウンター

流し台では、ワークショップで利用した文具の
洗浄や、交流会等での飲食時の利用を想定

キッチンカウンター
仕様は調整中

キッチンカウンターを囲う
パーテーション

冷凍冷蔵庫



ケトル



電子レンジ

【パース映像(区民交流スペース内)】



デジタルサイネージにて、区民利用・交流拠点施設
で行われる予定のイベント情報等を発信(4か所)

別紙1-1

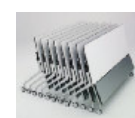
○カームダウンスペース
障害のある方等の
休憩スペースを設置



カームダウンスペース

○団体活動スペース

通常時は打ち合わせやワークショッ
プがしやすいよう、可動しやすい家
具や埋込式電源を用意。※通常時以
外の想定は次ページ参照



長机 (配線孔付)



イス (背、座面メッシュ)



可動式50型モニター



HDMIケーブル



360度マイク&スピーカー



携帯用変換アダプタ

ホワイトボード兼
展示パネル

レーザーポインター

○カウンタースペース

個人での学習利用や休憩スペースと想定



ハイカウンター



ローカウンター

卓上ライト 仕切りパネル
※常設はせず貸出想定

仕切りパネル



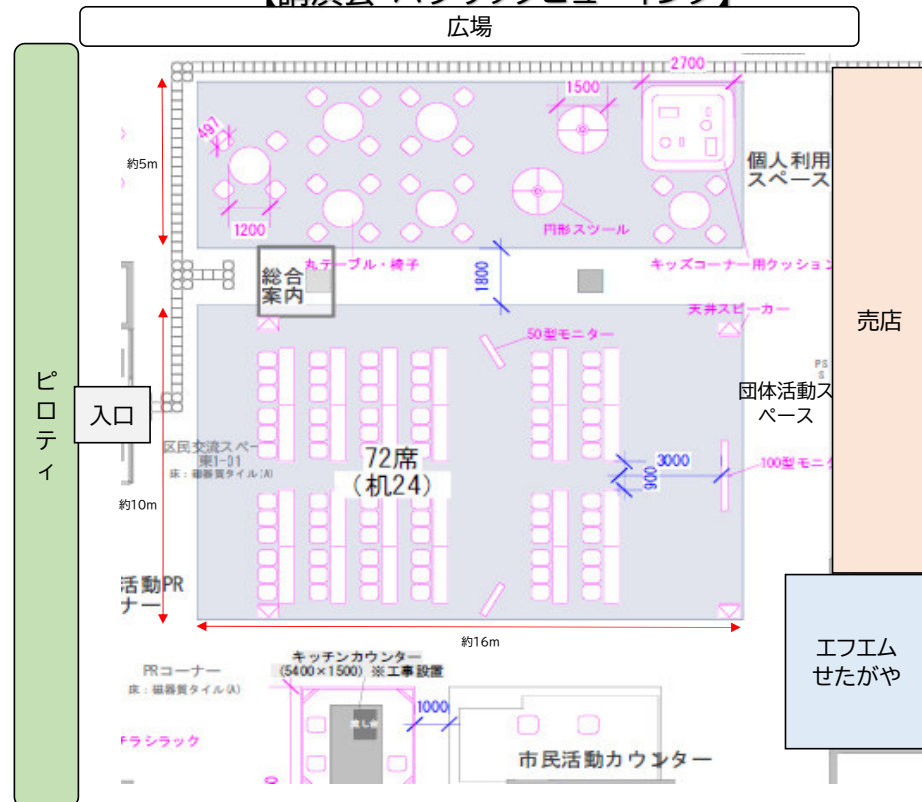
カウンターコンセント

スペースごとの活用想定及び備品
○区民交流スペース

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

別紙1-2

【講演会・パブリックビューイング】

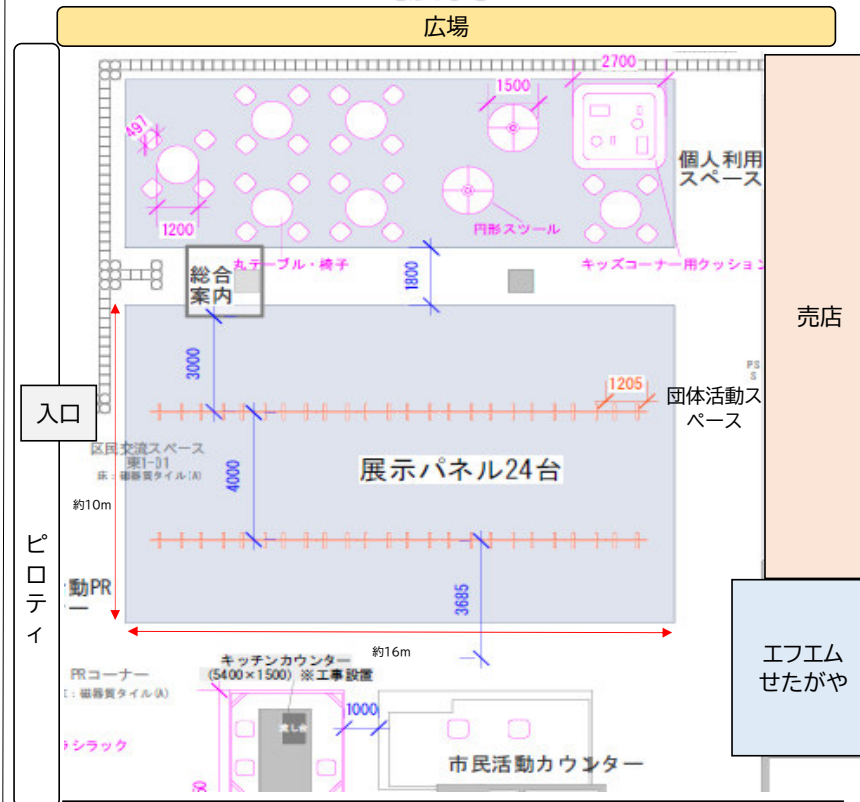


○市民活動カウンター内にあるワゴンアンプから映像、音響機器を操作

【映像、音響機器】

- ・100型モニター(幅2.2m高さ1.2m程度)
- ・50型モニター2か所(幅1.1m高さ0.6m程度)
- ※上の位置からであれば3か所同時投影が可能
- ・天井にスピーカーを設置
- ・PC、BD、DVD、CD、カセットテープからの入力が可能

【展示】



○展示パネルや長机等を使用し、大きく展示をすることが可能。取付可能なフックやスポットライト(天井設置のスポットライトも検討中)も用意



スペースごとの活用想定及び備品
○区民交流室

別紙1-3

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【研修・小規模セミナー等】

各室とも概ね
定員10～20名程度



【パース映像】



○2階テラスに沿う形で5室整備。ガラス張りでオープンな空間でありながら、ブラインドカーテンの設置により、比較的クローズな活動も可能。令和11年にはキッチン付き交流室も整備される。会議や小規模の研修、セミナー等を想定。



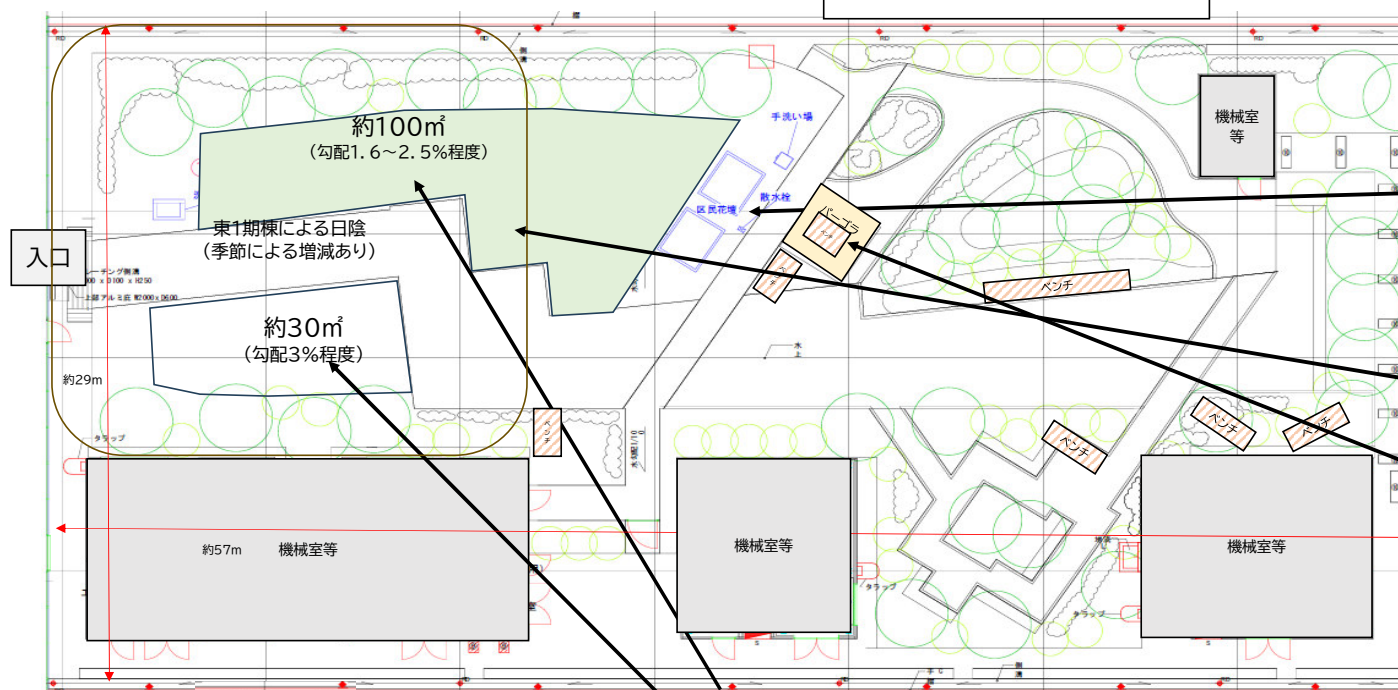
※キッチン付き交流室は令和11年に整備するため、キッチン付き交流室分の什器等の検討は時期が近くなったら改めて行う。

スペースごとの活用想定及び備品

○屋上庭園

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

別紙1-4



【全体イメージ】



【芝生広場イメージ】



○区民花壇
芝生エリアの一部に約2畳分の区民花壇を2か所用意。花壇は区民参加でデザインする。
現在、この屋上庭園等、公共の緑空間の管理への区民参加について、世田谷区提案型協働事業にて選定された団体が区と協働で検討を進めている。

○屋上庭園(6階)の日陰対策
・南側に10階建ての東1期棟(高層棟)があるため、季節による増減もあるが、一定程度は日陰となる。
・パーゴラには上部に遮光ネットを設置できるようなフックを設置する。



イメージ

その他日陰とならない部分はイベント時はテントの設置により、対応する。

○芝生広場

区民花壇を除き、芝生約100m²及び30m²の範囲にて屋上の緑を感じながらヨガ教室や緑のワークショップ等の実施を想定。6階であり、急な突風のリスクもあるため、テーブル椅子等の備品は常設せずイベント時に設置する。



テーブル(屋外のためポリエチレン樹脂天板を使用)



イス(全天候対応型)



テント



ミストシャワー付き扇風機



ケーブルプロテクター



Bluetooth対応スピーカー



CDラジカセ



ポータブルワイヤレスアンプ、マイク



コードリール



ホースリール

※その他、必要に応じて区民交流スペース、広場の備品を活用する。

スペースごとの活用想定及び備品

○広場、ピロティ

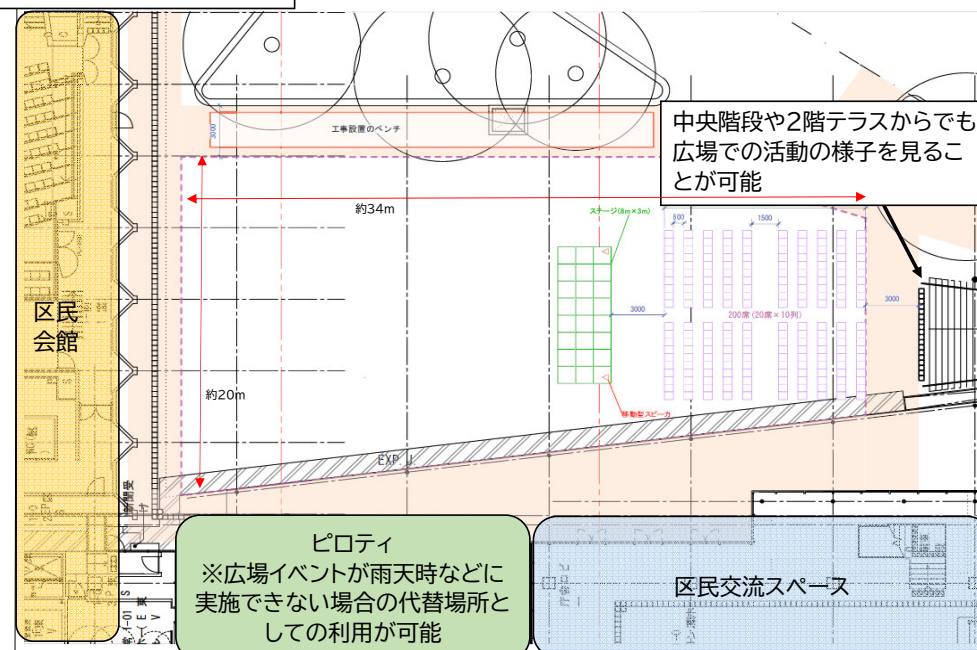
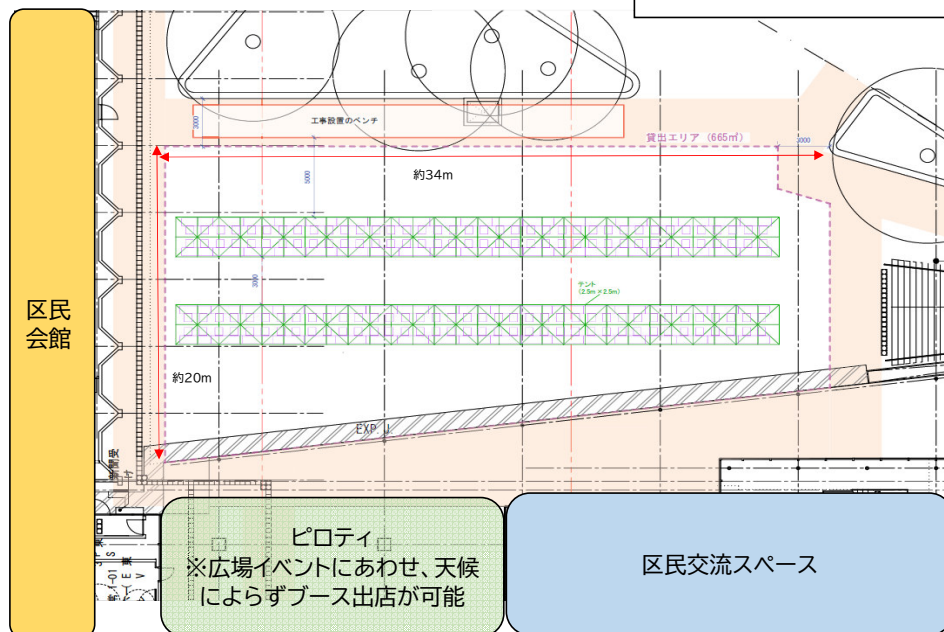
【マルシェ】

- ・ガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能
- ・出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくする。

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

別紙1-5

【音楽、ダンスステージ】



【パース映像:広場】



【パース映像:ピロティ】



○マルシェ

テントを向かい合わせに配置し、間にシェードを設置する。また、広場はイベント時のテントを安全に固定できるようにアンカーボルトを設置できる仕様とする。



○音楽、ダンスステージ

区民会館を背にステージを設置し、最大200席程度のイベントステージが実施できるようにする。



○その他備品

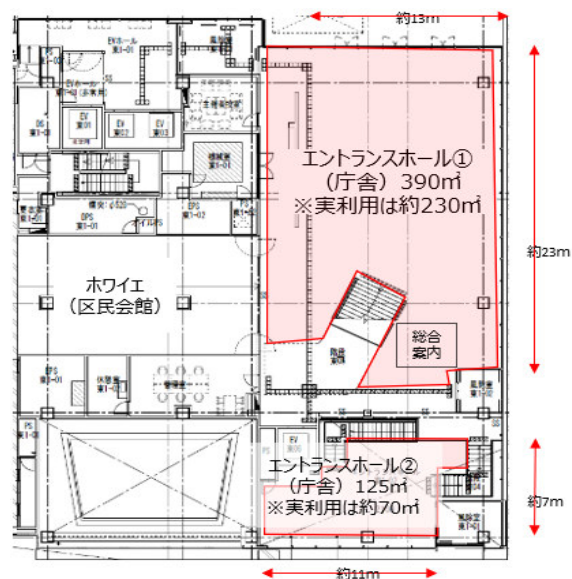


スペースごとの活用想定及び備品
○エントランスホール(令和6年度既開設)

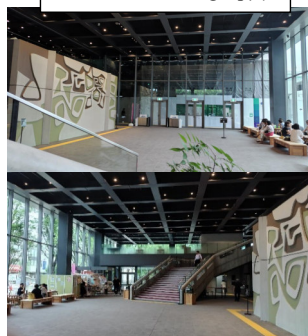
SETAGAYA Free Wi-Fi完備

○ラウンジ(令和6年度既開設)

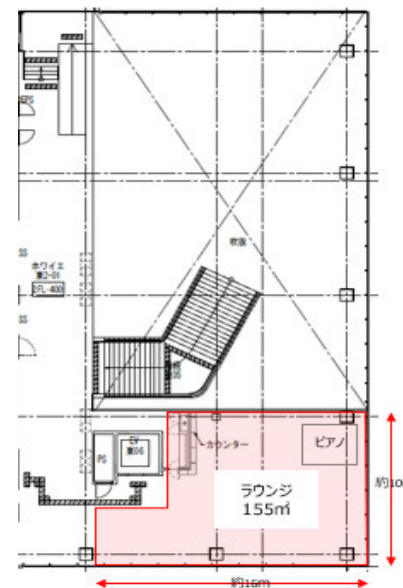
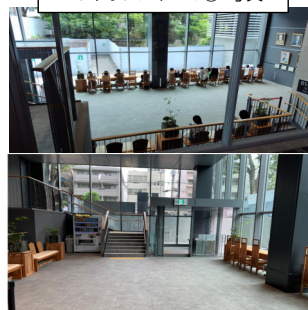
別紙1-6



エントランスホール① 写真



エントランスホール② 写真



【活用想定】

- ・交流スペースに用意する大型モニター(100型)等を活用した式典や発表会、ポッチャイベント(エントランスホール①)
- ・展示、物品販売(エントランスホール①、②)

【備品】

- ・けやきの木を活用した家具は既に設置済み
- ※式典等でモニターや長机や展示パネルなどが必要な場合
交流スペースから持ってくる。



イス(背、座面メッシュ)



ポッチャセット(コートは4分の1)

【活用想定】

- ・区民会館利用とあわせた幕間の休憩
- ・ミニコンサート
- ・交流会

【備品】

- ・けやきの木を活用した家具
- ・カフェ利用するための冷凍冷蔵庫 等
⇒すでに設置済み。

利用対象となる活動・事業及び非営利・営利の整理

別紙2-1

凡例

活動エリアの限定無し

活動エリアの限定有り

No.	実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの 料金徴収の有無	施設利用 の可否	営利・非営利 の判断	備考
1	NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人など ※個人による活動も含む	公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1)区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2)原則、情報公開できる活動・事業であること (3)政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4)公序良俗に反しない活動・事業であること (5)暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利	
			趣味・サークル活動				
			講習会・ワークショップ (団体等の成果発表等)				
			マルシェ				
2	民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1)社会貢献活動 (2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3)ソーシャルビジネスに関する事業(社会問題の解決を目的としたビジネス) (4)コミュニティビジネスに関する事業(地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5)交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 【(1)社会貢献活動】 【(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動】 【(3)ソーシャルビジネスに関する事業】 【(4)コミュニティビジネスに関する事業】	無し	○	非営利	自社製品のPRの色合いが強い場合には、営利活動と判断し、活動エリアを限定する。
			興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) 【(5)交流拠点賑わい創出事業】 ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利	
		民間企業等の通常の営利事業	打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	－	
			月謝が伴う○○教室	有り(月謝)	×	－	月謝を支払った区民しか参加することができないため、不可。
3	区	(1)区が主催または共催する区民対象の事業 (2)区と団体等が協働して行う事業	○○まつり、○○フェアなど	問わない	○	－	事業実施に伴い、民間企業が実施する販売(キッチンカー等)部分についても非営利として実施可能とする。

【NPO団体等の非営利利用可能エリア】※区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）全ての場所を利用



【民間企業等の営利利用可能エリア】



【NPO団体等の非営利利用の料金表】

場所	※1 広さ (㎡)	区内団体				区外団体	
		一日以内利用 (4 h 料金額)		一日を超える利用 (4 h 料金額)		一日以内利用または1日 を超える利用 (4 h 料金額)	
		※2 区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし
区民交流スペース	160	無料	無料		250円	250円	500円
区民交流室 1	25				50円	50円	100円
区民交流室 2	25				50円	50円	100円
区民交流室 3	35				50円	50円	100円
区民交流室 4	40				50円	50円	100円
区民交流室 5 (キッチン付)	60				100円	100円	200円
広場	820				1,300円	1,300円	2,600円
ピロティ	340				550円	550円	1,100円
屋上庭園	270				400円	400円	800円
エントランスホール 1	230				350円	350円	700円
エントランスホール 2	70				100円	100円	200円

※1 広さ (㎡) …活動可能な有効面積を参考に記載

※2 区との協働…区の事業や区との共催事業 (公用事業等) を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

【民間企業等の営利利用の料金表】

(単位: 円)

広さ (㎡)	想定	㎡単価 (1h)	区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用			区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用		
			土日祝			平日 (土日祝の2/3)		
			1時間	4時間	8時間	1時間	4時間	8時間
10	キッチンカー1台、テント1張	50	500	2,000	4,000	300	1,200	2,400
20		50	1,000	4,000	8,000	700	2,800	5,600
30		50	1,500	6,000	12,000	1,000	4,000	8,000
40		50	2,000	8,000	16,000	1,300	5,200	10,400
50		50	2,500	10,000	20,000	1,700	6,800	13,600
100		30	3,000	12,000	24,000	2,000	8,000	16,000
170	ピロティ全体	30	5,100	20,400	40,800	3,400	13,600	27,200
300		20	6,000	24,000	48,000	4,000	16,000	32,000
600	広場(300㎡×2)	15	9,000	36,000	72,000	6,000	24,000	48,000
820	広場全体	15	12,300	49,200	98,400	8,200	32,800	65,600
990	広場、ピロティ全体	15	14,850	59,400	118,800	9,900	39,600	79,200

※区内民間企業等で区との協働の場合は、上記一覧表金額の半額 (5割減) とする。

(区との協働…区の事業や区との共催事業 (公用事業等) を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業)

※区外民間企業等の利用の場合は、上記金額の1.5倍 (5割増) の額とする。ただし、区との協働場合は、上記一覧表金額の通りとする。